

第5期 富田林市障がい福祉計画・ 第1期 富田林市障がい児福祉計画

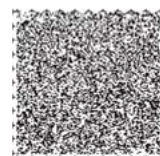
2018(平成30)年度～2020年度



2018(平成30)年3月
富田林市

音声コード付与について

この計画には、目の不自由な方等への情報提供に役立てられている「音声コード」を採用しています。なお、文字数の制限等により、内容が異なる場合があります。



はじめに

本市では、2007（平成 19）年 3 月に第 1 期、2009（平成 21）年 3 月に第 2 期、2012（平成 24）年 3 月に第 3 期、2015（平成 27）年 3 月に第 4 期富田林市障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

今回、第 4 期富田林市障がい福祉計画の計画期間が 2018（平成 30）年 3 月をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、第 5 期富田林市障がい福祉計画を策定します。また、今後の障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、障がい福祉計画と一体的に第 1 期富田林市障がい児福祉計画を新たに策定します。

基本理念

本計画は、上位計画である「第 4 次富田林市障がい者計画」の基本施策である「地域生活支援体制の充実」、「福祉サービスの充実」、「障がい児福祉サービスの充実」等の実施計画的な位置付けとされることから、「第 4 次富田林市障がい者計画」と同様に「障がいのある人もない人もともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を基本理念とします。

障がいの有無にかかわらず、地域でともに暮らし、お互いを理解し、支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを基本とし、かつ、行政と事業者、企業、学校、その他関係機関・団体との連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。

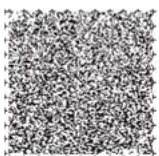
〔基本理念〕

**障がいのある人もない人も
ともに生き ともに理解し合い
ともに参加できるまち 富田林**



計画の期間

本計画は、3 年を 1 期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、2018（平成 30）年度から 2020 年度までの 3 年間とします。



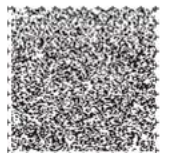
目標の設定

〔 障がい福祉計画の目標の設定 〕

施設入所者の地域生活への移行	①2020 年度末時点で、11 人が地域生活へ移行すること、②2020 年度末時点の施設入所者数を、93 人（年齢超過児 1 人含む）にすることを目標とします。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場を地域自立支援協議会にて設置済みですが、今後は、地域包括ケアシステムの構築をめざし、内容の充実に努めます。
障がい者の地域生活の支援	地域生活支援拠点等を整備済みですが、今後は、この地域生活支援拠点において、グループホームの体験の場や緊急時の居室確保、コーディネーターの配置等による相談支援体制の充実に努めます。
福祉施設から一般就労への移行等	①2020 年度中に、18 人が福祉施設から一般就労へ移行すること、②2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、35 人にすること、③2020 年度末までに、就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所が全体の 5 割以上とすること、④就労定着支援事業による一年後の職場定着率を 80% とすること、⑤就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額を 13,261 円以上とすることを目標とします。

〔 障がい児福祉計画の目標の設定 〕

障がい児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターを南河内南圏域で 1 箇所設置済みですが、今後も実施体制を検討すること、②保育所等訪問支援を実施していますが、今後も支援体制の充実に検討すること、③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所をそれぞれ 1 箇所ずつ確保済みですが、今後も確保体制を検討すること、④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を地域自立支援協議会にて設置済みですが、2018（平成 30）年度末までに協議の場において関連分野の支援を調整するコーディネーターの参加を含め、体制の充実に努めることを目標とします。
-----------------	---



障がい福祉サービスの計画値

※2017（平成29）年度の実績値は、2017（平成29）年4月から7月までの平均値

【訪問系サービス及び短期入所サービスの計画値】

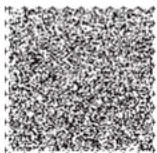
（月当たり）

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や掃除、洗濯等の支援を行います。	人分	146	153	162	170
		時間分	1,762	1,874	2,003	2,119
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。	人分	18	19	19	19
		時間分	1,746	1,863	1,877	1,895
同行援護	視覚に障がいのある人が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。	人分	24	23	23	23
		時間分	510	527	552	577
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	人分	3	3	3	3
		時間分	48	73	73	73
重度障がい者 等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に実施します。	人分	0	0	0	0
		時間分	0	0	0	0
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	人分	49	57	57	57
		人日分	329	421	421	421

【日中活動系サービスの計画値】

（月当たり）

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	人分	258	262	266	269
		人日分	5,257	5,220	5,300	5,360
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。	人分	19	20	20	20
自立訓練 (機能訓練、生活訓練、 宿泊型自立訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上の訓練を行います。	人分	20	22	23	23
		人日分	362	422	442	442
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	人分	32	35	40	45
		人日分	548	576	654	732
就労継続支援 (A型)	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。	人分	68	67	68	71
		人日分	1,252	1,266	1,284	1,340
就労継続支援 (B型)	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。	人分	162	173	181	189
		人日分	2,776	2,994	3,121	3,248
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人について、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。	人分		2	5	9



【居住系サービスの計画値】

(月当たり)

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	人分	107	109	112	115
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の援助等を行います。	人分	105	101	97	93
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人等について、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間に渡る定期的な巡回訪問や随時要請を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどの援助を行います。	人分		3	3	3

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の計画値】

(月当たり)

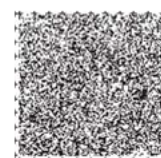
サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは相談支援事業を利用するすべての障がいのある人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。	人分	112	117	120	124
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。	人分	0	3	3	3
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。	人分	1	2	2	2

地域生活支援事業の計画値

【必須事業】

※2017（平成29）年度の実績値は、2017（平成29）年4月から8月までの実績値

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
相談支援事業	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有
	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3

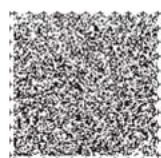


【必須事業】

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値			
				2018	2019	2020	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。	有無	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいのある人のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。	人分	2	2	2	2	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築などを行います。	有無	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	聴覚障がい、言語機能、音声機能の障がいにより、意思の伝達に支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	手話通訳者派遣事業 (実利用件数)	件	/	516	519	522
		要約筆記者派遣事業 (実利用件数)	件	/	11	11	11
		手話通訳者設置事業 (設置者数)	人分	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 (修了者数)	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	人分	/	25	25	25	
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、障がいのある人等に、日常生活用具の給付を行います。	件	776	2,733	2,719	2,705	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	人分	180	230	234	240	
		時間分	11,053	32,550	33,390	34,208	
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。	箇所	2	2	2	2	
		人分	30	30	30	30	

【任意事業】

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
訪問入浴サービス事業	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある人を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の支援を行います。	人	16	48	48	48
		回	119	360	360	360
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供します。	日	134	380	380	380
社会参加促進事業	レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の交流を図ることや、点訳、音声訳等の方法による情報の提供等、障がいのある人への社会参加を促進する事業を実施します。					



児童福祉法に基づくサービスの計画値

※2017（平成29）年度の実績値は、2017（平成29）年4月から7月までの平均値

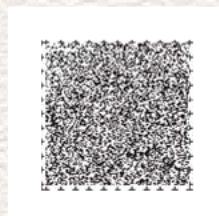
【障がい児通所支援等の計画値】

（月当たり）

サービスの種別	サービス概要	単位	2017 実績値	計画値		
				2018	2019	2020
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	人分	85	95	105	115
		日分	896	950	1,050	1,150
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療その他必要な支援を行います。	人分	0	0	0	0
		日分	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	人分	164	190	214	235
		日分	2,348	2,660	2,996	3,290
保育所等訪問支援	障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	回分	6	7	7	6
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。	人分	24	22	25	27
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対する発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	人分		1	1	1

【子ども・子育て支援等の利用量の計画値】

	計画値	
	2018	2019
幼稚園	1,275 人	1,234 人
保育所・認定こども園	【3歳以上】977人【1・2歳】640人【0歳】207人	【3歳以上】946人【1・2歳】599人【0歳】203人
放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	【低学年】740人【高学年】216人	【低学年】742人【高学年】221人
延長保育事業	171 人日／年	164 人日／年
一時預かり事業 （幼稚園在園児）	37,737 人日／年	36,524 人日／年
一時預かり事業 （幼稚園在園児以外）	5,077 人日／年	4,892 人日／年
地域子育て支援拠点事業	1,999 人回／月	2,057 人回／月
乳児家庭全戸訪問事業	647 人／年	624 人／年
養育支援訪問事業	12 人／年	12 人／年



障がい福祉サービス等の体系

自立支援給付

介護給付（障がい福祉サービス）

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障がい者等包括支援
- ・短期入所
- ・生活介護
- ・療養介護
- ・施設入所支援

訓練等給付（障がい福祉サービス）

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

補装具



計画相談支援等

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

自立支援医療

- ・更生医療
- 精神通院医療
- ・育成医療

障がい児通所支援等

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・障がい児相談支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

地域生活支援事業

必須事業

- ・相談支援事業
- ・理解促進研修・啓発事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業 等

任意事業

- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業



●専門性の高い相談支援

●広域的な対応が必要な事業

●人材育成 等

※ ・は市町村実施事業、●は都道府県実施事業

計画の推進

国、大阪府、近隣市町村との連携

本計画の内容は、本市単独で対応できないものも含まれています。国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の市町村と協働することで、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

市民、民間団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の協力を得ることが不可欠であり、市は、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民、民間団体、事業者の取組を積極的に支援していきます。

人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、多様化する障がい者ニーズに対応できるよう、富田林市障がい者地域自立支援協議会との連携により、介護従事者等の育成および技術の向上を推進します。
また、福祉サービス事業所等に対して情報提供等を行い、新規事業者の参入を促進し、人材の確保に努めます。

点検および評価の考え方

本計画の推進にあたっては、計画期間中の各年度における目標値の達成状況を、富田林市障がい者施策推進協議会において点検および評価を行い、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。



第5期富田林市障がい福祉計画・第1期富田林市障がい児福祉計画

発行年月：2018（平成30）年3月

編集・発行：富田林市子育て福祉部障がい福祉課

電話：0721-25-1000

<http://www.city.tondabayashi.lg.jp>

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

FAX：0721-25-3123

E-mail: fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

